

この調査における「職場のハラスメント」とは、具体的に次のような内容を指します。  
特にセクハラ・マタハラ・パラハラは、職場の3大ハラスメントとされています。

## 職場のハラスメントとは?

### 職場における嫌がらせ

職員の人格や尊厳を侵害する人権問題  
職場における労働問題

#### セクハラ

#### セクシュアルハラスメント



相手の意に反する性的な言動で、それに対する対応によって仕事を遂行する上で、一定の不利益を与えたり、就業環境を悪化させたりする



#### マタハラ

#### マタニティハラスメント (妊娠、出産等に関するハラスメント)

妊娠、出産に伴う就業制限や、育児休業や介護休業を取得することによって業務上支障をきたすという理由により、精神的・肉体的な嫌がらせをする

#### パワハラ

#### パワーハラスメント



#### 3要素を満たすものが、職場のパワーハラスメント

- 1 優越的な関係に基づいて、(優位性を背景に)行われること
- 2 業務の適正な範囲を超えて行われること
- 3 身体的若しくは精神的な苦痛を与えること、または就業環境を害すること

#### パワハラの行動類型

① 身体的な攻撃 (暴行・傷害)	④ 過大な要求 (業務上明らかに不要なことや遂行不可能なことの強制、仕事の妨害)
② 精神的な攻撃 (脅迫・名誉棄損・侮辱・ひどい暴言)	⑤ 過少な要求 (業務上の合理性なく、能力や経験とかけ離れた程度の低い仕事を命じることや仕事を与えないこと)
③ 人間関係からの切り離し (隔離・仲間外し・無視)	⑥ 個の侵害 (私的なことに過度に立ち入ること)

上記の職場の3大ハラスメントの他に以下のようなハラスメントがあり、複合型で発生する場合もしばしばあります。

- ✚ ジエンダーハラスメント:女性らしさ・男性らしさという物差しから外れた態度や行動を非難する
- ✚ LGBTへのセクハラ:LGBT(性的マイノリティ)に対し、偏見を持ったり嫌がらせしたりする
- ✚ アルコール・ハラスメント(アルハラ):アルコールを強要する
- ✚ ソーシャルメディア・ハラスメント(ソーハラ):SNSで上司が部下に友達申請を強要する
- ✚ モラル・ハラスメント(モラハラ):仕事上の力関係を利用して行われる嫌がらせや精神的暴力 等

ハラスメントの詳細については、職員ハラスメントリーフレットや厚生労働省ホームページに掲載されている事例動画(<https://www.no-harassment.mhlw.go.jp/movie/>)を参照してください。

## <ハラスメントに該当すると考えられる事例>

### 【パワー・ハラスメント】

- 1 書類を投げつける、乱暴に置くなどして修正を命じる。<類型①>
- 2 叱責の際に机をたたいたり、足で蹴ったりする。<類型①>
- 3 多くの人が見ている前で激しく叱責する。<類型②>
- 4 メールで注意する際に、他の職員にもCCやBCCで送付する。<類型②>
- 5 一人だけ隔離し、本来業務から外す。<類型③>
- 6 自身の意に沿わない職員を正当な理由なく打合せに参加させない。<類型③>
- 7 業務の相談に来ているのに、視線を合わせないなど無視する。<類型③>
- 8 明らかに無理な納期で仕事を命じる。<類型④>
- 9 新卒採用者に対し、必要な教育を行わないまま到底対応できないレベルの業務目標を課し、達成できなかつたことに対し厳しく叱責する。<類型④>
- 10 能力に見合わない簡易作業を継続的にさせる。<類型⑤>
- 11 理由なく担当業務から外し、誰でも遂行可能な業務を行わせる。<類型⑤>
- 12 気に入らない職員に対して嫌がらせのために仕事を与えない。<類型⑤>
- 13 個人的な趣味・嗜好・家族関係のことなどを必要以上に聞く。<類型⑥>
- 14 職員の性的指向・性自認や病歴等の機微な個人情報について、当該職員の了解を得ずに他の職員に暴露する。<類型⑥>

### 【セクシュアル・ハラスメント】

- 15 職位や仕事上の立場よりも性別を優先して、表彰業務の補助、受付、司会、接待などの役割を割り振る。
- 16 体重を聞くなど身体的特徴を話題にする。
- 17 独身男性に対して、男性の同僚が「どうして結婚しないの？」としつこく聞く。
- 18 「男の子、女の子」、「僕、坊や、お嬢さん」、「おじさん、おばさん」などと人格を認めないような呼び方をする。
- 19 食事やデートにしつこく誘う。
- 20 女性であるというだけで職場でのお茶くみ、掃除、私用等を強要する。
- 21 酒席で、上司の側に座席を指定したり、お酌等を強要したりする。

### 【妊娠、出産、育児又は介護に関するハラスメント】

- 22 会計年度任用職員が産前産後休暇を取得しようとした際、取得を認めずに解雇する。
- 23 育児休業の取得について上司に相談したところ、「男のくせに育児休業をとるな」と言われ、取得を諦めざるを得ない状況になっている。
- 24 介護休業の取得について上司に相談したところ、「介護休業を取るなんてあり得ない。他の家族で対応できないのか。」と言われ、取得を諦めざるを得ない状況になっている。
- 25 妊娠中の職員から業務内容への配慮を相談されたが、「妊娠は病気ではないのだから、甘えてはいけない」と説教した。
- 26 上司・同僚が「妊娠するなら忙しい時期を避けるべきだった。」と言う。
- 27 一人目までは仕方ないが、二人目、三人目の産休、育児休業は、正直迷惑なので、「図々しい」と嫌味を言った。